

鹿沼市新型コロナウイルス感染症対策経営強化補助金

Q & A

※補助金には各種の手続きや制限があります ※

- 本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組むほか、ビジネス環境の整備など新たな事業スタイルに挑戦する市内の小規模事業者等を支援し、当該事業者の事業継続、または経営強化を支援することを目的として、特例的に措置されたものです。
- 税金を財源とする補助金の執行に当たっては、必要な事務手続きや各種制限がありますのでご理解いただきますようお願いいたします。

- ・補助事業計画や交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です
- ・関係書類を整理いただいたうえで、事業完了後に検査を実施します。
- ・対象要件を満たしていても本補助金の目的に反している場合交付することはできません。

- この資料ではご質問が多いと思われる内容についてお答えしております。



1. 新型コロナウイルス感染症対策経営補助金の内容（申請手続内容）

（問1） どういう補助金か。

（答） 新型コロナウイルス感染症に対応した、インターネットを利用した商品販売やテレワークの導入といった「Withコロナを見据えた新たな取り組み」や、ウェブサイトの構築や感染症対策のための事業所の改修工事といった「ビジネス環境の整備」に係る経費の一部を補助するものです。

（問2） 補助金が支払われるまでにはどのような手続が必要？

（答） 別紙「鹿沼市新型コロナウイルス感染症対策経営強化補助金手続きについて」をご覧ください。

（問3） すでに実施したものは対象になるか？

（答） 交付決定前に実施されたものは対象となりません。

2. 補助対象事業者

(問4) 補助対象事業者の要件はあるか。

(答) 市内で事業を営む中小企業者であって、商工業を営む個人及び会社が対象です。

※本補助金における「市内で事業を営む」とは…

(例1) 法人の場合

【登記簿上の所在地】市内、【実際の所在地】市外	→	対象外
【登記簿上の所在地】市外、【実際の所在地】市内	→	対象外
【登記簿上の所在地】市内、【実際の所在地】市内	→	対象

(例2) 個人事業主等の場合

【住民票の住所地】市内、【事業所の所在地】市外	→	対象外
【住民票の住所地】市外、【事業所の所在地】市内	→	対象外
【住民票の住所地】市内、【事業所の所在地】市内	→	対象

(問5) 個人事業主は補助対象者となるのか。

(答) 法人だけでなく、個人事業主も補助対象となります。

3. 補助対象経費等

(問6) 補助対象経費の範囲は？

(答) 新型コロナウイルス感染症対策として、新たに取り組むものや、ビジネス環境の整備等に係る下記の経費が対象となります。

1. Wi-Fi 環境整備費	機器購入費用・設置費用・設置に伴う関連工事費用等
2. 事業所改修工事費用	空調設備工事、内装工事等
3. 感染対策備品	空気清浄機、食券機、その他感染症対策用と認められるもの等
4. 外注経費	ホームページ作成等
5. 補助金申請、実績報告に係る代行費用	国・県・市（国・県・市以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合も含む）が実施している補助金申請、実績報告に係る代行申請費用
6. その他新たな取組等に必要と認められるもの	上記以外のもの（補助金の目的に合致するものの）

※新型コロナウイルス感染症対策と認められるものに限りします。

(問7) 補助額はいくら？

(答) 補助金額の上限は、1事業者100万円です

下限はありません。

(問8) 補助率は？

(答) 対象経費の2/3以内です。

(問9) 他の公的機関の補助と併用できるか？

(答) 公的機関が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。(国の持続化給付金等の営業全般の継続支援は除きます。)

(問10) 汎用機器(パソコン等)は補助対象となるのか？

(答) ハードウェア、ソフトウェアともに原則対象外です。

(問11) どんな改装工事が対象となるのか？

(答) 新型コロナウイルス感染症対策と認められるもののみが対象です。単なる改装工事は対象となりませんのでご注意ください。

(例) 感染防止のため店舗内を完全個室化する工事 → 対象

感染防止のため換気を目的とした空調設備工事 → 対象

経年劣化による改修工事 → 対象外

広報周知を目的とした看板の設置 → 対象外

(問12) 通信費や維持管理費等は対象か。

(答) 本補助金は基本的に初期費用のみを対象としております。事業の維持に係る費用については対象となりません。

(問13) 対象経費に EC サイトの販売手数料があるが、どこまで対象なのか。

(答) 本補助金における EC サイト販売手数料は、EC サイト出店（登録）料のことを指します。EC サイト出店後の商品販売手数料等は対象となりませんのでご了承ください。

4. 補助金の実績報告について

(問14) 実績報告書はいつ提出するのか。

(答) 実績報告書の提出は全ての補助事業が完了し、すべての支払いが終わりましたら、速やかに提出をお願いいたします。

(問15) 実績報告を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払

われるのか。

(答) 実績報告書の審査終了後、概ね1か月半程度を要します。

流れとしましては、実績報告書の提出を受けた後、審査を行い、補助金額を確定し、補助金額の確定通知を行います。その後、確定通知を受領後15日以内に請求を行っていただき、補助金の支払いとなります。

なお、実績報告書の提出が集中した場合には、通常よりも時間を要することがあります。